

恵 監 第 46号
令和4年9月2日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市監査委員 北 林 剛



恵庭市監査委員 柏 野 大 介



令和3年度恵庭市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の
審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。



令和3年度恵庭市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

令和3年度恵庭市内部統制評価報告書

2 審査の期間

令和4年7月14日～令和4年8月31日

3 審査の着眼点

監査委員による令和3年度恵庭市内部統制評価報告書の審査は、恵庭市長が作成した内部統制評価報告書について、①恵庭市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、②内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

4 審査の実施内容

令和3年度恵庭市内部統制評価報告書について、恵庭市長及び内部統制推進部局から報告を受け、「恵庭市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた監査資源を利用した。

5 審査の結果

令和3年度恵庭市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいては、評価手続及び評価結果に係る記載は、概ね相当であると認められる。

6 審査の結果の詳細

(1) 全庁的な内部統制の評価手続及び評価結果について

全庁的な内部統制の評価手続は、評価報告書に記載されている「評価の手法」や「取組内容」において一部不十分ではあるものの、ガイドラインに示された評価項目が漏れなく記載され、全項目において評価が実施されていることから、評価手続に係る記載は概ね相当であると認められる。

また、評価結果は全項目において有効と評価されているが、統制環境、統制活動、情報と伝達及びモニタリングの項目において一部不十分であるものの、課題認識と検討の方向性が記載されていることから、概ね相当であると認められる。

なお、一部不十分とされている独立した評価部局が設置されていないことについては、今後に向けて検討の上、対応されたい。

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続及び評価結果について

業務レベルの評価手続は、ガイドラインを踏まえながら整備したリスク管理・評価シートに基づき各課の自己評価を行っており、その後推進部局で確認し評価が進められているが、評価手続に係る記載については概ね相当であると認められる。

また、評価結果については、独立した評価部局が設置されていない中で、できる範囲の中で対応されており、概ね相当であると認められる。

なお、リスク管理・評価シートの整備にあたっては、事故や監査指摘事項等に対してリスクとして対応するかの判断は、事故報告書の様式の見直しや、リスク管理・評価シートへの登載検討シートにより精査されているが、リスクとしての捉え方に各課のバラツキがあり、さらに事故や監査指摘事項等以外でもミスや事故が想定されるリスクが管理・評価シートのリストに載っていないものがみられる。

このことから、各課共通のリスクの整理や重大な不備に当たる考え方や判断基準の整備等も進めながら、内部統制の不備を漏れなく把握できるようリスク管理・評価シートの精度向上に努められたい。

7 備 考

内部統制制度は、組織として予めリスクがあることを前提として、法令等の遵守など適正に業務執行するために組織的な取組みを徹底されることにより、マネジメントが強化され、効率的で効果的な業務の推進が図られ、よって市民サービスや市民からの信頼の向上を目的とするものである。

このことから、内部統制を有効に機能させるために更なる職員研修や情報共有を推進し、内部統制に対する職員の意識向上に努められるとともに、今後も常に検証し、必要な見直しを行いながら発展させていくことが望まれる。